

養蜂事業の移管に伴う資器材の提供について

令和2年5月に開催した当法人理事会において、養蜂事業を明治大学大森ゼミに移管すること及び当法人が養蜂に使用していた資器材を明治大学大森ゼミに提供することを決定した。

当法人が使用していた資器材を明治大学大森ゼミに提供することは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条第1項に該当するため、当該規定に基づき、社員総会の承認を受けるための議決に付す。

◇ 提供する長期使用器材

《長期使用器材》		(当初取得価格)
巣箱入 種蜂 6枚群	1 群	¥72,000
巣箱	3 個	¥28,700
巣箱 (窓付)	6 個	¥36,000
半盛空巣脾	70 組	¥87,520
巣礎完成品	50 枚	¥52,900
二重角蜜こし	1 個	¥26,000
軽便固定式分離器	1 台	¥74,000
		¥377,120
その他消耗品各種		

【参考】

1 参照条文（一般社団法人及び一般財団法人法第84条）

裏面のとおり。

2 養蜂の円滑な移管に関する当法人の支援

養蜂事業全般の大森ゼミへの円滑な移管を図るため、当法人は次の支援を行う。

支援の期間は、2020年9月末日までとする。

① 運営費用に関する支援

大森ゼミの養蜂事業に要する巣箱の世話人及び技術指導者に対する謝礼及び最低限必要となる資器材の購入費（50万円を上限とする。予算案に計上済み）を支援する。

保存中の蜂蜜の販売益は当法人の収入とし、支援のための経費に充当する。ただし、9月末の支援終了時点で残っている蜂蜜は、大森ゼミに提供する。

② 事務上の支援

- ・ 巣箱の世話人及び技術指導者との連絡調整、謝礼の支払事務、資器材の購入に関する事務を支援する。
- ・ CES 養蜂プロジェクトへのサポートボランティアを目的に入会し、活動に参加してきた

会員への活動実施に係る告知業務に協力する。

【参照条文】

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

(競業及び利益相反取引の制限)

第八十四条 理事は、次に掲げる場合には、社員総会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

一 理事が自己又は第三者のために一般社団法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

二 理事が自己又は第三者のために一般社団法人と取引をしようとするとき。

三 一般社団法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において一般社団法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 民法（明治二十九年法律第八十九号）第百八条の規定は、前項の承認を受けた同項第二号の取引については、適用しない